

第2章

過労死等の現状

第2章

過労死等の現状

仕事が主な原因で発症した心筋梗塞などの「心疾患」、脳梗塞などの「脳血管疾患」、また、仕事によるストレスが関係した精神障害については、「業務上疾病」として認められるが、それらの認定に当たっての基準は、通達で定められている。

〈労働者についての労災認定基準〉

① 脳血管疾患・心疾患について

令和3年9月14日付け基発0914第1号「血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準について」^{注1)}

② 精神障害について

平成23年12月26日付け基発1226第1号「心理的負荷による精神障害の認定基準について」^{注2)}

〈国家公務員についての公務災害認定指針〉

① 脳血管疾患・心疾患について

令和3年9月15日付け職補一266「心・血管疾患及び脳血管疾患の公務上災害の認定について」^{注3)}

② 精神障害について

平成20年4月1日付け職補一114「精神疾患等の公務上災害の認定について」^{注4)}

注1) 令和3年9月14日付け基発0914第1号「血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準について」のWebサイト：

<https://www.mhlw.go.jp/content/000832096.pdf>

注2) 本通達は、令和5年9月1日付け基発0901第2号「心理的負荷による精神障害の認定基準について」により廃止されており、令和5年9月1日以後は新通達が適用されている。

Webサイト：<https://www.mhlw.go.jp/content/001140931.pdf>

注3) 令和3年9月15日付け職補一266「心・血管疾患及び脳血管疾患の公務上災害の認定について」のWebサイト：

https://www.jinji.go.jp/kisoku/tsuuchi/16_saigaihoshou/1610000_R3shokuho_266.html

注4) 平成20年4月1日付け職補一114「精神疾患等の公務上災害の認定について」のWebサイト：

https://www.jinji.go.jp/kisoku/tsuuchi/16_saigaihoshou/1611000_H20shokuho114.html

〈地方公務員についての公務災害認定基準〉

- ① 令和3年9月15日付け地基補第260号「心・血管疾患及び脳血管疾患の公務上の災害の認定について」^{注5)}
- ② 令和3年9月15日付け地基補第261号「心・血管疾患及び脳血管疾患の公務上の災害の認定について」の実施及び公務起因性の判断のための調査事項について」^{注6)}
- ③ 平成24年3月16日付け地基補第61号「精神疾患等の公務災害の認定について」^{注7)}
- ④ 平成24年3月16日付け地基補第62号「精神疾患等の公務災害の認定について」の実施について」^{注8)}

本章では、上記の基準で「業務上疾病」として認められた過労死等の補償状況について報告する。

注5) 令和3年9月15日付け地基補第260号「心・血管疾患及び脳血管疾患の公務上の災害の認定について」のWebサイト：
<https://www.chikousai.go.jp/reiki/pdf/r3ho260.pdf>

注6) 令和3年9月15日付け地基補第261号「心・血管疾患及び脳血管疾患の公務上の災害の認定について」の実施及び公務起因性の判断のための調査事項について」のWebサイト：
<https://www.chikousai.go.jp/reiki/pdf/r3ho261.pdf>

注7) 平成24年3月16日付け地基補第61号「精神疾患等の公務災害の認定について」のWebサイト：
<https://www.chikousai.go.jp/reiki/pdf/h24ho61.pdf>

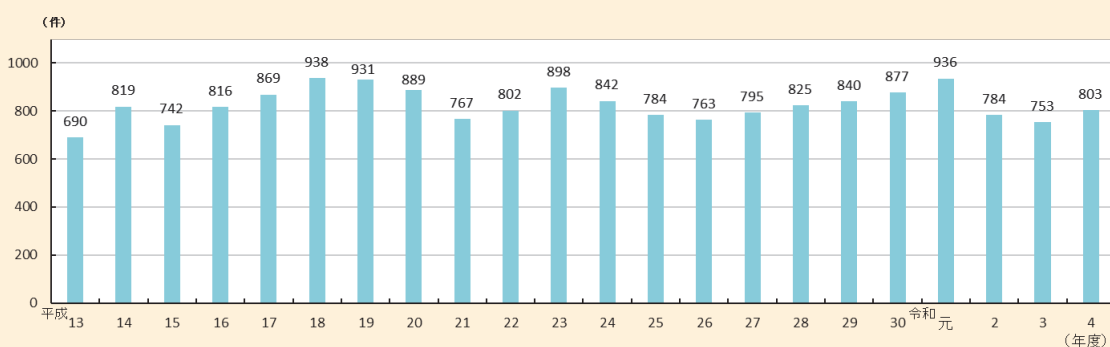
注8) 平成24年3月16日付け地基補第62号「精神疾患等の公務災害の認定について」の実施について」のWebサイト：
<https://www.chikousai.go.jp/reiki/pdf/h24ho62.pdf>

1 ▶ 過労死等に係る労災補償の状況

(1) 脳・心臓疾患の労災補償状況

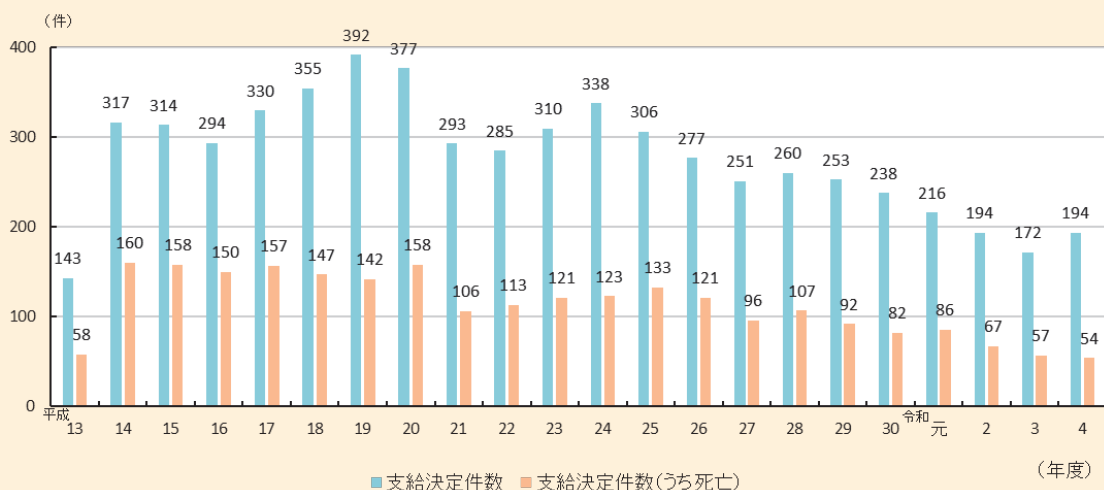
業務における過重な負荷により脳血管疾患又は虚血性心疾患等（以下「脳・心臓疾患」という。）を発症したとする労災請求件数は、平成14年度に800件を超えて以降、700件台から900件台前半の間で推移しており、令和4年度は803件で、前年度より50件の増加となった（第2-1-1-1図）。労災支給決定（認定）件数は、平成14年度に300件を超えて、平成19年度に392件に至ったが、近年は減少傾向にあったところ、令和4年度は194件で、前年度より22件の増加となっている（第2-1-1-2図）。なお、令和4年度において、新型コロナウイルス感染症に関連（請求人が業務で新型コロナウイルス感染症に関連する出来事などがあつたと申し立てたもの。）する脳・心臓疾患の労災支給決定（認定）件数は3件であった。

第2-1-1-1図 脳・心臓疾患に係る労災請求件数の推移



(資料出所) 厚生労働省「過労死等の労災補償状況」

第2-1-1-2図 脳・心臓疾患に係る労災支給決定（認定）件数の推移



(資料出所) 厚生労働省「過労死等の労災補償状況」

(注) 労災支給決定（認定）件数は、当該年度内に「業務上」と認定した件数で、当該年度以前に請求があつたものを含む。

業種別（大分類）でみると、労災請求件数は「運輸業、郵便業」172件（21.4%）、「卸売業、小売業」116件（14.4%）、「サービス業（他に分類されないもの）」111件（13.8%）の順で多く、労災支給決定（認定）件数は「運輸業、郵便業」56件（28.9%）、「建設業」30件（15.5%）、「卸売業、小売業」26件（13.4%）の順に多くなっており、前年度に引き続き、労災請求件数、労災支給決定（認定）件数ともに「運輸業、郵便業」が最多となっている（第2-1-1-3表）。

第2-1-1-3表 脳・心臓疾患の業種別労災請求、労災決定及び労災支給決定（認定）件数

（件）

業種 (大分類)	令和3年度			令和4年度		
	請求件数	決定件数	うち支給 決定件数	請求件数	決定件数	うち支給 決定件数
農 林 漁 業 採 掘 業	15(2) 〈 6(1) 〉	6(0) 〈 4(0) 〉	3(0) 〈 3(0) 〉	9(1) 〈 3(0) 〉	6(3) 〈 2(1) 〉	2(1) 〈 0(0) 〉
製 造 業	88(7) 〈 21(2) 〉	60(3) 〈 19(0) 〉	23(0) 〈 8(0) 〉	72(12) 〈 17(2) 〉	41(4) 〈 10(2) 〉	14(0) 〈 3(0) 〉
建 設 業	105(0) 〈 27(0) 〉	66(0) 〈 23(0) 〉	17(0) 〈 5(0) 〉	93(1) 〈 34(0) 〉	69(0) 〈 19(0) 〉	30(0) 〈 10(0) 〉
運輸業、郵便業	155(5) 〈 43(0) 〉	121(5) 〈 47(1) 〉	59(1) 〈 22(0) 〉	172(2) 〈 53(0) 〉	111(4) 〈 36(1) 〉	56(1) 〈 22(1) 〉
卸売業、小売業	92(14) 〈 23(2) 〉	65(6) 〈 25(2) 〉	22(2) 〈 7(1) 〉	116(26) 〈 31(4) 〉	78(13) 〈 23(4) 〉	26(2) 〈 3(1) 〉
金融業、保険業	4(1) 〈 0(0) 〉	9(4) 〈 4(3) 〉	2(0) 〈 0(0) 〉	2(0) 〈 1(0) 〉	1(0) 〈 0(0) 〉	0(0) 〈 0(0) 〉
教育、学習支援業	14(3) 〈 3(0) 〉	9(2) 〈 2(0) 〉	1(0) 〈 1(0) 〉	15(5) 〈 2(0) 〉	14(2) 〈 3(0) 〉	7(1) 〈 1(0) 〉
医療、福祉	83(52) 〈 9(6) 〉	49(27) 〈 8(4) 〉	6(2) 〈 1(0) 〉	77(30) 〈 17(5) 〉	62(34) 〈 9(5) 〉	14(4) 〈 2(1) 〉
情報通信業	27(4) 〈 6(0) 〉	23(4) 〈 9(0) 〉	4(2) 〈 0(0) 〉	19(3) 〈 3(0) 〉	14(2) 〈 3(0) 〉	6(1) 〈 1(0) 〉
宿泊業、飲食 サービス業	42(14) 〈 6(1) 〉	13(5) 〈 4(1) 〉	7(1) 〈 2(0) 〉	56(14) 〈 9(1) 〉	29(5) 〈 7(1) 〉	19(4) 〈 5(1) 〉
サービス業 (他に分類されないもの)	84(12) 〈 20(2) 〉	60(7) 〈 12(0) 〉	13(1) 〈 4(0) 〉	111(20) 〈 33(2) 〉	54(10) 〈 18(2) 〉	12(1) 〈 3(1) 〉
その他の事業 (上記以外の事業)	44(10) 〈 9(3) 〉	44(4) 〈 12(0) 〉	15(0) 〈 4(0) 〉	61(11) 〈 15(1) 〉	30(7) 〈 9(3) 〉	8(3) 〈 4(2) 〉
合 計	753(124) 〈 173(17) 〉	525(67) 〈 169(11) 〉	172(9) 〈 57(1) 〉	803(125) 〈 218(15) 〉	509(84) 〈 139(19) 〉	194(18) 〈 54(7) 〉

〔資料出所〕厚生労働省「令和4年度過労死等の労災補償状況」

〔注〕1. 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。

2. 「その他の事業（上記以外の事業）」に分類されているのは、「不動産業、物品賃貸業」「生活関連サービス業、娯楽業」などである。

3. () 内は女性の件数で、内数である。

4. < > 内は死亡の件数で、内数である。

なお、業種別（中分類）では、労災請求件数は「運輸業，郵便業」の「道路貨物運送業」133件（16.6%）、「サービス業（他に分類されないもの）」の「その他の事業サービス業」88件（11.0%）、「建設業」の「総合工事業」47件（5.9%）の順で多く、労災支給決定（認定）件数は、「運輸業，郵便業」の「道路貨物運送業」50件（25.8%）、「建設業」の「総合工事業」18件（9.3%）、「宿泊業，飲食サービス業」の「飲食店」14件（7.2%）の順に多くなっており、労災請求件数、労災支給決定（認定）件数ともに「道路貨物運送業」が最多となっている（第2-1-1-4表、第2-1-1-5表）。

第2-1-1-4表 令和4年度脳・心臓疾患の労災請求件数の多い業種（中分類の上位15業種）

			(件)
	業種（大分類）	業種（中分類）	請求件数
1	運輸業，郵便業	道路貨物運送業	133（ 1） 〈 38（ 0）〉
2	サービス業（他に分類されないもの）	その他の事業サービス業	88（16） 〈 27（ 1）〉
3	建設業	総合工事業	47（ 0） 〈 20（ 0）〉
4	医療，福祉	社会保険・社会福祉・介護事業	46（19） 〈 13（ 4）〉
5	宿泊業，飲食サービス業	飲食店	38（ 9） 〈 5（ 0）〉
6	医療，福祉	医療業	31（11） 〈 4（ 1）〉
7	建設業	職別工事業（設備工事業を除く）	29（ 1） 〈 8（ 0）〉
8	卸売業，小売業	各種商品小売業	26（11） 〈 7（ 1）〉
9	卸売業，小売業	飲食料品小売業	21（ 7） 〈 8（ 2）〉
10	卸売業，小売業	その他の小売業	20（ 3） 〈 5（ 0）〉
11	建設業	設備工事業	17（ 0） 〈 6（ 0）〉
12	運輸業，郵便業	道路旅客運送業	16（ 0） 〈 7（ 0）〉
13	製造業	食料品製造業	14（ 6） 〈 3（ 1）〉
13	製造業	電気機械器具製造業	14（ 2） 〈 5（ 1）〉
13	学術研究，専門・技術サービス業	専門サービス業 （他に分類されないもの）	14（ 1） 〈 5（ 0）〉

（資料出所）厚生労働省「令和4年度過労死等の労災補償状況」

（注）1. 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。

2. （ ）内は女性の件数で、内数である。

3. 〈 〉内は死亡の件数で、内数である。

第 2-1-1-5 表 令和 4 年度脳・心臓疾患の労災支給決定（認定）件数の多い業種（中分類の上位 15 業種）

			(件)
	業種（大分類）	業種（中分類）	支給決定件数
1	運輸業，郵便業	道路貨物運送業	50（ 1） 〈 19（ 1）〉
2	建設業	総合工事業	18（ 0） 〈 8（ 0）〉
3	宿泊業，飲食サービス業	飲食店	14（ 2） 〈 2（ 0）〉
4	サービス業 (他に分類されないもの)	その他の事業サービス	10（ 1） 〈 3（ 1）〉
5	卸売業，小売業	各種商品小売業	8（ 2） 〈 2（ 1）〉
6	建設業	設備工事業	7（ 0） 〈 1（ 0）〉
6	医療，福祉	社会保険・社会福祉・介護事業	7（ 3） 〈 1（ 1）〉
6	医療，福祉	医療業	7（ 1） 〈 1（ 0）〉
9	卸売業，小売業	機械器具小売業	6（ 0） 〈 0（ 0）〉
9	教育，学習支援業	学校教育	6（ 1） 〈 1（ 0）〉
11	建設業	職別工事業 (設備工事業を除く)	5（ 0） 〈 1（ 0）〉
11	製造業	食料品製造業	5（ 0） 〈 2（ 0）〉
13	宿泊業，飲食サービス業	宿泊業	4（ 2） 〈 2（ 1）〉
14	情報通信業	情報サービス業	3（ 0） 〈 0（ 0）〉
14	卸売業，小売業	機械器具卸売業	3（ 0） 〈 0（ 0）〉

(資料出所) 厚生労働省「令和 4 年度過労死等の労災補償状況」

(注) 1. 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。

2. () 内は女性の件数で、内数である。

3. 〈 〉 内は死亡の件数で、内数である。

次に、職種別（大分類）でみると、労災請求件数は「輸送・機械運転従事者」155件（19.3%）、「サービス職業従事者」130件（16.2%）、「販売従事者」92件（11.5%）の順で多く、労災支給決定（認定）件数は「輸送・機械運転従事者」57件（29.4%）、「専門的・技術的職業従事者」及び「サービス職業従事者」それぞれ27件（13.9%）の順に多くなっており、前年度に引き続き、労災請求件数、労災支給決定（認定）件数ともに「輸送・機械運転従事者」が最多となっている（第2-1-1-6表）。

第2-1-1-6表 脳・心臓疾患の職種別労災請求、労災決定及び労災支給決定（認定）件数

(件)

年度 職種 (大分類)	令和3年度			令和4年度		
	請求件数	決定件数	うち支給 決定件数	請求件数	決定件数	うち支給 決定件数
専門的・技術的職業従事者	110(31) 〈 21(4) 〉	82(23) 〈 27(2) 〉	27(4) 〈 8(0) 〉	85(14) 〈 20(2) 〉	75(16) 〈 16(3) 〉	27(4) 〈 9(1) 〉
管理的職業従事者	38(2) 〈 12(0) 〉	46(1) 〈 14(0) 〉	19(0) 〈 8(0) 〉	48(4) 〈 14(1) 〉	41(4) 〈 15(2) 〉	19(1) 〈 9(1) 〉
事務従事者	65(19) 〈 13(4) 〉	31(7) 〈 8(2) 〉	7(2) 〈 3(1) 〉	56(14) 〈 8(0) 〉	37(17) 〈 11(4) 〉	9(3) 〈 1(1) 〉
販売従事者	72(13) 〈 16(3) 〉	57(12) 〈 17(5) 〉	18(1) 〈 3(0) 〉	92(21) 〈 26(3) 〉	48(8) 〈 10(2) 〉	19(1) 〈 3(1) 〉
サービス職業従事者	78(36) 〈 11(3) 〉	41(12) 〈 10(2) 〉	10(1) 〈 4(0) 〉	130(41) 〈 28(5) 〉	64(24) 〈 13(4) 〉	27(6) 〈 6(1) 〉
輸送・機械運転従事者	161(2) 〈 44(0) 〉	114(2) 〈 41(0) 〉	54(0) 〈 18(0) 〉	155(1) 〈 47(0) 〉	112(2) 〈 35(1) 〉	57(1) 〈 20(1) 〉
生産工程従事者	43(6) 〈 9(1) 〉	35(2) 〈 13(0) 〉	10(0) 〈 3(0) 〉	46(10) 〈 14(2) 〉	29(3) 〈 7(2) 〉	8(0) 〈 0(0) 〉
運搬・清掃・包装等従事者	57(14) 〈 15(2) 〉	40(8) 〈 11(0) 〉	9(1) 〈 1(0) 〉	66(16) 〈 16(2) 〉	34(8) 〈 9(1) 〉	9(1) 〈 2(1) 〉
建設・採掘従事者	78(0) 〈 16(0) 〉	42(0) 〈 15(0) 〉	7(0) 〈 2(0) 〉	66(1) 〈 23(0) 〉	41(0) 〈 11(0) 〉	11(0) 〈 2(0) 〉
その他の職種 (上記以外の職種)	51(1) 〈 16(0) 〉	37(0) 〈 13(0) 〉	11(0) 〈 7(0) 〉	59(3) 〈 22(0) 〉	28(2) 〈 12(0) 〉	8(1) 〈 2(0) 〉
合計	753(124) 〈 173(17) 〉	525(67) 〈 169(11) 〉	172(9) 〈 57(1) 〉	803(125) 〈 218(15) 〉	509(84) 〈 139(19) 〉	194(18) 〈 54(7) 〉

(資料出所) 厚生労働省「令和4年度過労死等の労災補償状況」

(注) 1. 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。

2. 「その他の職種（上記以外の職種）」に分類されているのは、保安職業従事者、農林漁業従事者などである。

3. () 内は女性の件数で、内数である。

4. 〈 〉 内は死亡の件数で、内数である。

なお、職種別（中分類）では、労災請求件数は「輸送・機械運転従事者」の「自動車運転従事者」144件（17.9%）、「販売従事者」の「商品販売従事者」48件（6.0%）、「保安職業従事者」の「その他の保安職業従事者」44件（5.5%）の順で多く、労災支給決定（認定）件数は「輸送・機械運転従事者」の「自動車運転従事者」57件（29.4%）、「サービス職業従事者」の「接客・給仕職業従事者」13件（6.7%）、「販売従事者」の「商品販売従事者」及び「管理的職業従事者」の「法人・団体管理職員」それぞれ11件（5.7%）の順に多くなっており、労災請求件数、労災支給決定（認定）件数ともに「自動車運転従事者」が最多となっている（第2-1-1-7表、第2-1-1-8表）。

第2-1-1-7表 令和4年度脳・心臓疾患の労災請求件数の多い職種（中分類の上位15職種）

			(件)
	職種（大分類）	職種（中分類）	請求件数
1	輸送・機械運転従事者	自動車運転従事者	144（1） 〈45（0）〉
2	販売従事者	商品販売従事者	48（17） 〈13（2）〉
3	保安職業従事者	その他の保安職業従事者	44（1） 〈16（0）〉
4	販売従事者	営業職業従事者	41（4） 〈13（1）〉
4	建設・採掘従事者	建設従事者 （建設躯体工事従事者を除く）	41（1） 〈15（0）〉
6	事務従事者	一般事務従事者	38（10） 〈7（0）〉
6	サービス職業従事者	飲食物調理従事者	38（12） 〈5（0）〉
8	サービス職業従事者	介護サービス職業従事者	35（16） 〈10（3）〉
9	運搬・清掃・包装等従事者	運搬従事者	32（4） 〈10（1）〉
10	運搬・清掃・包装等従事者	清掃従事者	27（11） 〈6（1）〉
11	サービス職業従事者	接客・給仕職業従事者	24（6） 〈6（1）〉
12	管理的職業従事者	法人・団体管理職員	22（2） 〈7（0）〉
13	サービス職業従事者	その他のサービス職業従事者	20（4） 〈4（0）〉
14	生産工程従事者	製品製造・加工処理従事者 （金属製品を除く）	18（7） 〈5（1）〉
15	専門的・技術的職業従事者	建築・土木・測量技術者	17（0） 〈5（0）〉

（資料出所）厚生労働省「令和4年度過労死等の労災補償状況」

（注）1. 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。

2. （ ）内は女性の件数で、内数である。

3. 〈 〉内は死亡の件数で、内数である。

第 2-1-1-8 表 令和 4 年度脳・心臓疾患の労災支給決定（認定）件数の多い職種（中分類の上位 15 職種）

(件)

	職種（大分類）	職種（中分類）	支給決定 件数
1	輸送・機械運転従事者	自動車運転従事者	57 (1) 〈 20 (1) 〉
2	サービス職業従事者	接客・給仕職業従事者	13 (3) 〈 5 (1) 〉
3	販売従事者	商品販売従事者	11 (1) 〈 2 (1) 〉
3	管理的職業従事者	法人・団体管理職員	11 (1) 〈 8 (1) 〉
5	専門的・技術的職業従事者	建築・土木・測量技術者	10 (0) 〈 6 (0) 〉
6	販売従事者	営業職業従事者	8 (0) 〈 1 (0) 〉
6	サービス職業従事者	飲食物調理従事者	8 (2) 〈 0 (0) 〉
6	建設・採掘従事者	建設従事者 (建設躯体工事従事者を除く)	8 (0) 〈 2 (0) 〉
9	事務従事者	一般事務従事者	6 (2) 〈 1 (1) 〉
10	管理的職業従事者	その他の管理的職業従事者	5 (0) 〈 0 (0) 〉
10	保安職業従事者	その他の保安職業従事者	5 (0) 〈 1 (0) 〉
12	運搬・清掃・包装等従事者	運搬従事者	4 (0) 〈 1 (0) 〉
12	サービス職業従事者	介護サービス職業従事者	4 (1) 〈 0 (0) 〉
12	専門的・技術的職業従事者	教員	4 (0) 〈 1 (0) 〉
15	生産工程従事者	製品製造・加工処理従事者 (金属製品を除く)	3 (0) 〈 0 (0) 〉
15	専門的・技術的職業従事者	医師，歯科医師，獣医師，薬剤師	3 (1) 〈 1 (0) 〉
15	専門的・技術的職業従事者	情報処理・通信技術者	3 (0) 〈 0 (0) 〉
15	管理的職業従事者	法人・団体役員	3 (0) 〈 1 (0) 〉
15	運搬・清掃・包装等従事者	清掃従事者	3 (1) 〈 1 (1) 〉

(資料出所) 厚生労働省「令和 4 年度過労死等の労災補償状況」

(注) 1. 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。

2. () 内は女性の件数で、内数である。

3. 〈 〉 内は死亡の件数で、内数である。

年齢別では、労災請求件数は「50～59歳」303件（37.7%）、「60歳以上」283件（35.2%）、「40～49歳」164件（20.4%）の順で多く、労災支給決定（認定）件数は「50～59歳」67件（34.5%）、「40～49歳」58件（29.9%）、「60歳以上」49件（25.3%）の順に多くなっている（第2-1-1-9表）。

第2-1-1-9表 脳・心臓疾患の年齢別労災請求、労災決定及び労災支給決定（認定）件数

(件)

年度 年齢	令和3年度						令和4年度					
	請求件数		決定件数		うち支給決定件数		請求件数		決定件数		うち支給決定件数	
	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	
19歳以下	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
20～29歳	12 (2)	2 (0)	11 (1)	3 (0)	5 (0)	3 (0)	9 (3)	3 (1)	7 (2)	3 (1)	2 (1)	0 (0)
30～39歳	48 (10)	9 (0)	33 (6)	10 (0)	9 (0)	3 (0)	44 (1)	14 (0)	35 (3)	11 (0)	18 (0)	10 (0)
40～49歳	168 (22)	45 (4)	140 (14)	51 (2)	55 (3)	20 (0)	164 (23)	52 (5)	124 (17)	37 (7)	58 (5)	16 (2)
50～59歳	268 (48)	65 (8)	189 (26)	67 (6)	67 (2)	20 (0)	303 (47)	76 (5)	186 (32)	53 (8)	67 (7)	18 (3)
60歳以上	256 (42)	52 (5)	152 (20)	38 (3)	36 (4)	11 (1)	283 (51)	73 (4)	157 (30)	35 (3)	49 (5)	10 (2)
合計	753 (124)	173 (17)	525 (67)	169 (11)	172 (9)	57 (1)	803 (125)	218 (15)	509 (84)	139 (19)	194 (18)	54 (7)

(資料出所) 厚生労働省「令和4年度過労死等の労災補償状況」

(注) ()内は女性の件数で、内数である。

時間外労働時間別の労災支給決定（認定）件数をみると、まず評価期間が1か月の場合、「100時間以上～120時間未満」25件（12.9%）、「80時間以上～100時間未満」15件（7.7%）、「120時間以上～140時間未満」9件（4.6%）の順に多くなっている。次に評価期間が2～6か月における1か月平均の場合、「60時間以上～80時間未満」45件（23.2%）、「80時間以上～100時間未満」34件（17.5%）、「100時間以上～120時間未満」18件（9.3%）の順に多くなっている（第2-1-1-10表）。

第2-1-1-10表 脳・心臓疾患の時間外労働時間別（1か月又は2～6か月における1か月平均）労災支給決定（認定）件数

区分	令和3年度						令和4年度					
	評価期間1か月		評価期間2～6か月 (1か月平均)		合計		評価期間1か月		評価期間2～6か月 (1か月平均)		合計	
	うち 死亡	うち 死亡	うち 死亡	うち 死亡	うち 死亡	うち 死亡	うち 死亡	うち 死亡	うち 死亡	うち 死亡	うち 死亡	
45時間未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
45時間以上 ～60時間未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)
60時間以上 ～80時間未満	4 (0)	3 (0)	25 (0)	8 (0)	29 (0)	11 (0)	4 (1)	1 (1)	45 (2)	10 (1)	49 (3)	11 (2)
80時間以上 ～100時間未満	7 (1)	2 (0)	56 (0)	20 (0)	63 (1)	22 (0)	15 (1)	3 (1)	34 (4)	11 (2)	49 (5)	14 (3)
100時間以上 ～120時間未満	20 (2)	9 (0)	18 (0)	3 (0)	38 (2)	12 (0)	25 (3)	7 (0)	18 (1)	7 (0)	43 (4)	14 (0)
120時間以上 ～140時間未満	5 (2)	1 (1)	5 (2)	1 (0)	10 (4)	2 (1)	9 (2)	3 (1)	5 (0)	2 (0)	14 (2)	5 (1)
140時間以上 ～160時間未満	5 (0)	1 (0)	2 (0)	1 (0)	7 (0)	2 (0)	5 (0)	0 (0)	3 (1)	1 (0)	8 (1)	1 (0)
160時間以上	5 (0)	2 (0)	4 (0)	1 (0)	9 (0)	3 (0)	2 (0)	1 (0)	2 (0)	0 (0)	4 (0)	1 (0)
その他(期間の遅延 業務・異動・出張)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	16 (2)	5 (0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	26 (3)	8 (1)
合計	46 (5)	18 (1)	110 (2)	34 (0)	172 (9)	57 (1)	60 (7)	15 (3)	108 (8)	31 (3)	194 (18)	54 (7)

（資料出所）厚生労働省「令和4年度過労死等の労災補償状況」

- （注）1. 「評価期間1か月」の件数は、脳・心臓疾患の発症前1か月の時間外労働時間を評価して支給決定された件数である。
 2. 「評価期間2～6か月」の件数は、脳・心臓疾患の発症前2か月間ないし6か月間における1か月平均時間外労働時間を評価して支給決定された件数である。
 3. ()内は女性の件数で、内数である。
 4. 「評価期間1か月」については100時間未満、「評価期間2～6か月」については80時間未満で支給決定した事案は、以下の労働時間以外の負荷要因を認め、客観的かつ総合的に判断したものも含む。
- ・勤務時間の不規則性（拘束時間の長い勤務、休日のない連続勤務、勤務間インターバルが短い勤務、不規則な勤務・交替制勤務・深夜勤務）
 - ・事業場外における移動を伴う業務（出張の多い業務、その他事業場外における移動を伴う業務）
 - ・心理的負荷を伴う業務
 - ・身体的負荷を伴う業務
 - ・作業環境（温度環境、騒音）

就労形態別の労災支給決定（認定）件数では、「正規職員・従業員」が最多で、162件と全体の83.5%を占めている（第2-1-1-11表）。

第2-1-1-11表 脳・心臓疾患の就労形態別労災決定及び労災支給決定（認定）件数

区分		令和3年度				令和4年度			
		決定件数		うち支給決定件数		決定件数		うち支給決定件数	
		うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡				
正規職員・従業員		423	146	153	52	385	110	162	44
		(47)	(10)	(8)	(0)	(54)	(14)	(11)	(3)
契約社員		25	6	8	2	18	9	5	2
		(3)	(0)	(0)	(0)	(3)	(1)	(0)	(0)
派遣労働者		4	3	2	1	12	1	2	0
		(0)	(0)	(0)	(0)	(2)	(0)	(0)	(0)
パート・アルバイト		35	4	2	0	52	10	12	4
		(13)	(0)	(0)	(0)	(21)	(3)	(5)	(3)
特別加入	中小事業主等	18	3	4	2	22	3	6	2
		(3)	(1)	(1)	(1)	(2)	(0)	(0)	(0)
	一人親方等・特定作業従事者	12	5	3	0	13	1	5	0
		(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(1)	(0)
	海外派遣者	1	1	0	0	2	2	1	1
		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
その他	7	1	0	0	5	3	1	1	
	(1)	(0)	(0)	(0)	(1)	(1)	(1)	(1)	
合計		525	169	172	57	509	139	194	54
		(67)	(11)	(9)	(1)	(84)	(19)	(18)	(7)

（資料出所）厚生労働省「令和4年度過労死等の労災補償状況」

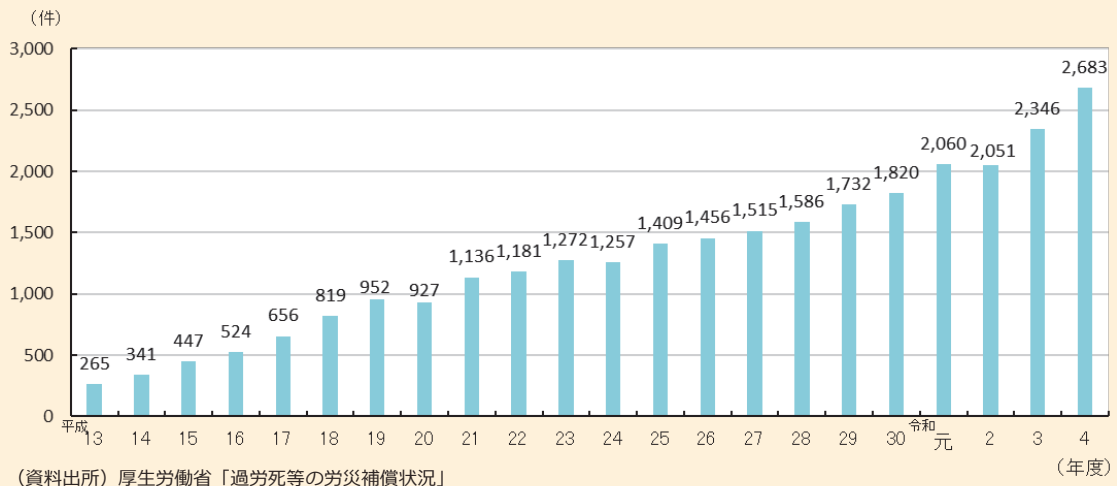
（注）1. 就労形態の区分は以下のとおりである。

- ・正規職員・従業員
一般職員又は正社員などと呼ばれているフルタイムで雇用されている労働者。
 - ・契約社員
専門的職種に従事させることを目的に雇用され、雇用期間の定めのある労働者。
 - ・派遣労働者
労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて働いている労働者。
 - ・パート・アルバイト
就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている労働者。
2. () 内は女性の件数で、内数である。

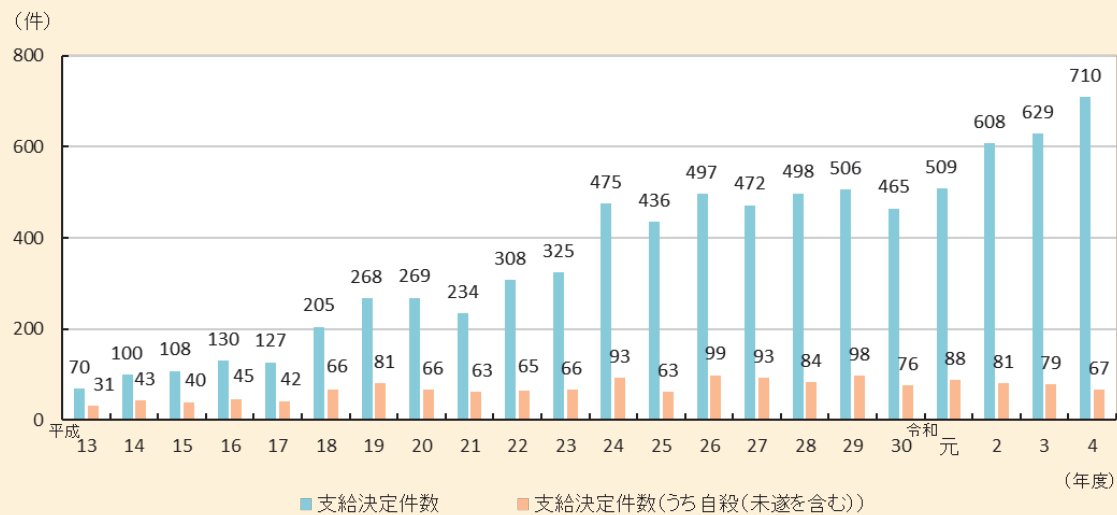
(2) 精神障害の労災補償状況

業務における強い心理的負荷による精神障害を発病したとする労災請求件数は、増加傾向にあり、令和4年度は2,683件で、前年度より337件の増加となっている。労災支給決定（認定）件数は、平成24年度以降500件前後で推移していたところ、令和2年度に600件を超え、令和4年度は710件となり、前年度より81件の増加となっている（第2-1-2-1図、第2-1-2-2図）。なお、令和4年において、新型コロナウイルス感染症に関連（請求人が業務で新型コロナウイルス感染症に関連する出来事などがあったと申し立てたもの。）する精神障害の労災支給決定（認定）件数は18件であった。

第2-1-2-1図 精神障害に係る労災請求件数の推移



第2-1-2-2図 精神障害に係る労災支給決定（認定）件数の推移



(資料出所) 厚生労働省「過労死等の労災補償状況」

(注) 労災支給決定（認定）件数は、当該年度内に「業務上」と認定した件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。

業種別（大分類）でみると、労災請求件数は「医療、福祉」624件（23.3%）、「製造業」392件（14.6%）、「卸売業、小売業」383件（14.3%）の順で多く、労災支給決定（認定）件数は「医療、福祉」164件（23.1%）、「製造業」104件（14.6%）、「卸売業、小売業」100件（14.1%）の順に多くなっており、労災請求件数、労災支給決定（認定）件数ともに「医療、福祉」が最多となっている（第2-1-2-3表）。

第2-1-2-3表 精神障害の業種別労災請求、労災決定及び労災支給決定（認定）件数

業種 (大分類)	令和3年度			令和4年度		
	請求件数	決定件数	うち支給 決定件数	請求件数	決定件数	うち支給 決定件数
競馬、競艇、採石業、砂利採石業	15 (3) 〈 0 (0) 〉	8 (4) 〈 1 (0) 〉	6 (2) 〈 1 (0) 〉	35 (6) 〈 5 (0) 〉	21 (2) 〈 1 (0) 〉	12 (0) 〈 0 (0) 〉
製造業	352 (99) 〈 46 (3) 〉	314 (83) 〈 44 (2) 〉	106 (17) 〈 22 (0) 〉	392 (105) 〈 45 (3) 〉	301 (91) 〈 38 (4) 〉	104 (27) 〈 12 (1) 〉
建設業	122 (26) 〈 28 (1) 〉	87 (23) 〈 21 (1) 〉	37 (6) 〈 11 (0) 〉	158 (34) 〈 17 (3) 〉	98 (17) 〈 20 (1) 〉	53 (6) 〈 14 (1) 〉
運輸業、郵便業	179 (52) 〈 12 (1) 〉	168 (41) 〈 13 (1) 〉	67 (12) 〈 8 (0) 〉	246 (71) 〈 16 (0) 〉	150 (41) 〈 15 (0) 〉	63 (14) 〈 9 (0) 〉
卸売業、小売業	304 (163) 〈 21 (1) 〉	261 (149) 〈 24 (2) 〉	76 (40) 〈 11 (0) 〉	383 (182) 〈 26 (1) 〉	282 (139) 〈 27 (3) 〉	100 (46) 〈 10 (2) 〉
金融業、保険業	73 (45) 〈 4 (3) 〉	65 (35) 〈 4 (2) 〉	13 (9) 〈 2 (0) 〉	76 (51) 〈 3 (1) 〉	66 (39) 〈 1 (0) 〉	17 (12) 〈 0 (0) 〉
教育、学習支援業	89 (61) 〈 3 (1) 〉	75 (50) 〈 4 (1) 〉	20 (11) 〈 2 (0) 〉	84 (50) 〈 8 (5) 〉	65 (34) 〈 4 (1) 〉	23 (12) 〈 2 (1) 〉
医療、福祉	577 (445) 〈 13 (2) 〉	465 (356) 〈 10 (3) 〉	142 (107) 〈 0 (0) 〉	624 (475) 〈 25 (10) 〉	474 (358) 〈 14 (4) 〉	164 (125) 〈 6 (1) 〉
情報通信業	105 (43) 〈 9 (0) 〉	109 (42) 〈 13 (1) 〉	27 (13) 〈 4 (0) 〉	118 (44) 〈 9 (1) 〉	90 (29) 〈 5 (1) 〉	32 (13) 〈 1 (0) 〉
宿泊業、飲食サービス業	86 (37) 〈 6 (0) 〉	76 (32) 〈 9 (2) 〉	39 (13) 〈 4 (1) 〉	133 (67) 〈 5 (1) 〉	93 (50) 〈 5 (0) 〉	42 (17) 〈 4 (0) 〉
サービス業 (他に分類されないもの)	167 (64) 〈 15 (1) 〉	116 (47) 〈 11 (3) 〉	34 (15) 〈 6 (2) 〉	170 (85) 〈 7 (0) 〉	114 (54) 〈 6 (1) 〉	31 (16) 〈 2 (0) 〉
その他の事業 (上記以外の事業)	277 (147) 〈 14 (2) 〉	209 (123) 〈 13 (2) 〉	62 (32) 〈 8 (1) 〉	264 (131) 〈 17 (4) 〉	232 (112) 〈 19 (5) 〉	69 (29) 〈 7 (0) 〉
合計	2,346 (1,185) 〈 171 (15) 〉	1,953 (985) 〈 167 (20) 〉	629 (277) 〈 79 (4) 〉	2,683 (1,301) 〈 183 (29) 〉	1,986 (966) 〈 155 (20) 〉	710 (317) 〈 67 (6) 〉

(資料出所) 厚生労働省「令和4年度過労死等の労災補償状況」

(注) 1. 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。

2. 「その他の事業（上記以外の事業）」に分類されているのは、不動産業、他に分類されないサービス業などである。

3. ()内は女性の件数で、内数である。

4. 〈 〉内は自殺（未遂を含む）の件数で、内数である。

なお、業種別（中分類）では、労災請求件数は「医療，福祉」の「社会保険・社会福祉・介護事業」327件（12.2%）、「医療，福祉」の「医療業」294件（11.0%）、「運輸業，郵便業」の「道路貨物運送業」147件（5.5%）の順で多く、労災支給決定（認定）件数は「医療，福祉」の「社会保険・社会福祉・介護事業」85件（12.0%）、「医療，福祉」の「医療業」79件（11.1%）、「運輸業，郵便業」の「道路貨物運送業」37件（5.2%）の順に多くなっており、労災請求件数、労災支給決定（認定）件数ともに「社会保険・社会福祉・介護事業」が最多となっている（第2-1-2-4表、第2-1-2-5表）。

第2-1-2-4表 令和4年度精神障害の労災請求件数の多い業種（中分類の上位15業種）

			(件)
	業種（大分類）	業種（中分類）	請求件数
1	医療，福祉	社会保険・社会福祉・介護事業	327（249） 〈 12（ 4）〉
2	医療，福祉	医療業	294（223） 〈 13（ 6）〉
3	運輸業，郵便業	道路貨物運送業	147（39） 〈 10（ 0）〉
4	建設業	総合工事業	95（25） 〈 12（ 3）〉
5	情報通信業	情報サービス業	85（30） 〈 5（ 0）〉
6	宿泊業，飲食サービス業	飲食店	81（39） 〈 2（ 1）〉
7	サービス業 （他に分類されないもの）	その他の事業サービス業	80（40） 〈 2（ 0）〉
8	卸売業，小売業	その他の小売業	68（34） 〈 2（ 0）〉
9	製造業	輸送用機械器具製造業	67（14） 〈 12（ 0）〉
10	教育，学習支援業	学校教育	62（36） 〈 7（ 4）〉
11	卸売業，小売業	各種商品小売業	59（36） 〈 2（ 1）〉
12	製造業	食料品製造業	54（18） 〈 4（ 0）〉
13	卸売業，小売業	飲食料品小売業	51（29） 〈 3（ 0）〉
14	学術研究，専門・技術サービス業	専門サービス業 （他に分類されないもの）	49（27） 〈 4（ 2）〉
14	卸売業，小売業	機械器具小売業	49（19） 〈 6（ 0）〉

（資料出所）厚生労働省「令和4年度過労死等の労災補償状況」

（注）1. 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。

2. （ ）内は女性の件数で、内数である。

3. 〈 〉内は自殺（未遂を含む）の件数で、内数である。

第 2-1-2-5 表 令和 4 年度精神障害の労災支給決定（認定）件数の多い業種（中分類の上位 15 業種）

			(件)
	業種（大分類）	業種（中分類）	支給決定件数
1	医療，福祉	社会保険・社会福祉・介護事業	85（62） 〈 3（0）〉
2	医療，福祉	医療業	79（63） 〈 3（1）〉
3	運輸業，郵便業	道路貨物運送業	37（4） 〈 6（0）〉
4	建設業	総合工事業	33（3） 〈 10（1）〉
5	宿泊業，飲食サービス業	飲食店	31（12） 〈 3（0）〉
6	情報通信業	情報サービス業	21（6） 〈 0（0）〉
6	卸売業，小売業	その他の小売業	21（11） 〈 2（1）〉
8	教育，学習支援業	学校教育	18（9） 〈 2（1）〉
8	卸売業，小売業	飲食料品小売業	18（12） 〈 1（1）〉
10	卸売業，小売業	機械器具小売業	16（4） 〈 3（0）〉
11	製造業	食料品製造業	15（7） 〈 1（0）〉
11	製造業	金属製品製造業	15（3） 〈 1（0）〉
13	建設業	設備工事業	13（2） 〈 4（0）〉
14	製造業	電気機械器具製造業	12（4） 〈 3（0）〉
14	サービス業 （他に分類されないもの）	その他の事業サービス業	12（6） 〈 1（0）〉
14	学術研究，専門・技術サービス業	技術サービス業 （他に分類されないもの）	12（6） 〈 1（0）〉

（資料出所）厚生労働省「令和 4 年度過労死等の労災補償状況」

（注）1. 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。

2. （ ）内は女性の件数で、内数である。

3. 〈 〉内は自殺（未遂を含む）の件数で、内数である

次に、職種別（大分類）でみると、労災請求件数は「専門的・技術的職業従事者」699件（26.1%）、「事務従事者」566件（21.1%）、「サービス職業従事者」373件（13.9%）の順で多く、労災支給決定（認定）件数は「専門的・技術的職業従事者」175件（24.6%）、「事務従事者」109件（15.4%）、「サービス職業従事者」105件（14.8%）の順に多くなっており、前年度に引き続き、労災請求件数、労災支給決定（認定）件数ともに「専門的・技術的職業従事者」が最多となっている（第2-1-2-6表）。

第2-1-2-6表 精神障害の職種別労災請求、労災決定及び労災支給決定（認定）件数

(件)

年度 職種 (大分類)	令和3年度			令和4年度		
	請求件数	決定件数	うち支給 決定件数	請求件数	決定件数	うち支給 決定件数
専門的・技術的職業従事者	599(351) 〈 40(5)〉	485(297) 〈 39(7)〉	145(80) 〈 20(2)〉	699(394) 〈 48(7)〉	499(276) 〈 35(3)〉	175(101) 〈 14(2)〉
管理的職業従事者	76(13) 〈 17(0)〉	74(9) 〈 20(1)〉	39(3) 〈 14(0)〉	101(24) 〈 23(1)〉	77(11) 〈 17(0)〉	37(5) 〈 11(0)〉
事務従事者	512(326) 〈 25(4)〉	422(269) 〈 23(3)〉	106(66) 〈 12(1)〉	566(354) 〈 32(10)〉	405(265) 〈 31(10)〉	109(66) 〈 11(0)〉
販売従事者	283(147) 〈 29(4)〉	245(141) 〈 28(5)〉	77(39) 〈 15(0)〉	308(146) 〈 23(1)〉	239(121) 〈 18(3)〉	87(44) 〈 8(2)〉
サービス職業従事者	353(234) 〈 13(1)〉	281(173) 〈 15(2)〉	105(65) 〈 3(0)〉	373(233) 〈 16(7)〉	293(190) 〈 10(3)〉	105(66) 〈 4(1)〉
輸送・機械 運転従事者	127(22) 〈 3(0)〉	115(13) 〈 6(0)〉	47(2) 〈 3(0)〉	152(26) 〈 6(0)〉	101(16) 〈 6(0)〉	46(7) 〈 4(0)〉
生産工程 従事者	228(56) 〈 26(1)〉	200(46) 〈 23(1)〉	62(8) 〈 8(0)〉	251(64) 〈 19(1)〉	204(50) 〈 19(1)〉	82(18) 〈 8(1)〉
運搬・清掃・ 包装等従事者	78(27) 〈 3(0)〉	69(27) 〈 6(1)〉	22(11) 〈 1(1)〉	111(43) 〈 7(0)〉	84(30) 〈 6(0)〉	23(6) 〈 1(0)〉
建設・ 採掘従事者	60(3) 〈 11(0)〉	38(2) 〈 5(0)〉	16(0) 〈 2(0)〉	76(5) 〈 3(0)〉	50(5) 〈 9(0)〉	31(4) 〈 5(0)〉
その他の職種 (上記以外の職種)	30(6) 〈 4(0)〉	24(8) 〈 2(0)〉	10(3) 〈 1(0)〉	46(12) 〈 6(2)〉	34(2) 〈 4(0)〉	15(0) 〈 1(0)〉
合計	2,346(1,185) 〈 171(15)〉	1,953(985) 〈 167(20)〉	629(277) 〈 79(4)〉	2,683(1,301) 〈 183(29)〉	1,986(966) 〈 155(20)〉	710(317) 〈 67(6)〉

(資料出所) 厚生労働省「令和4年度過労死等の労災補償状況」

(注) 1. 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。

2. 「その他の職種（上記以外の職種）」に分類されているのは、保安職業従事者、農林漁業従事者などである。

3. ()内は女性の件数で、内数である。

4. 〈 〉内は自殺（未遂を含む）の件数で、内数である。

なお、職種別（中分類）では、労災請求件数は「事務従事者」の「一般事務従事者」442件（16.5%）、「専門的・技術的職業従事者」の「保健師，助産師，看護師」171件（6.4%）、「販売従事者」の「営業職業従事者」162件（6.0%）の順で多く、労災支給決定（認定）件数は「事務従事者」の「一般事務従事者」74件（10.4%）、「専門的・技術的職業従事者」の「保健師，助産師，看護師」46件（6.5%）、「販売従事者」の「営業職業従事者」45件（6.3%）の順に多くなっており、労災請求件数、労災支給決定（認定）件数ともに「一般事務従事者」が最多となっている（第2-1-2-7表、第2-1-2-8表）。

第2-1-2-7表 令和4年度精神障害の労災請求件数の多い職種（中分類の上位15職種）

			(件)
	業種（大分類）	業種（中分類）	請求件数
1	事務従事者	一般事務従事者	442（291） 〈26（8）〉
2	専門的・技術的職業従事者	保健師，助産師，看護師	171（150） 〈5（5）〉
3	販売従事者	営業職業従事者	162（60） 〈19（1）〉
4	販売従事者	商品販売従事者	142（85） 〈4（0）〉
5	サービス職業従事者	介護サービス職業従事者	129（100） 〈6（3）〉
6	輸送・機械運転従事者	自動車運転従事者	128（20） 〈5（0）〉
7	専門的・技術的職業従事者	社会福祉専門職業従事者	123（98） 〈2（0）〉
8	生産工程従事者	製品製造・加工処理従事者 （金属製品を除く）	99（29） 〈6（1）〉
9	サービス職業従事者	接客・給仕職業従事者	89（48） 〈5（2）〉
10	運搬・清掃・包装等従事者	運搬従事者	75（26） 〈6（0）〉
11	専門的・技術的職業従事者	情報処理・通信技術者	66（13） 〈8（0）〉
12	サービス職業従事者	飲食物調理従事者	61（29） 〈4（1）〉
13	生産工程従事者	製品製造・加工処理従事者 （金属製品）	56（9） 〈5（0）〉
14	専門的・技術的職業従事者	建築・土木・測量技術者	53（9） 〈12（0）〉
15	管理的職業従事者	法人・団体管理職員	51（11） 〈9（0）〉

（資料出所）厚生労働省「令和4年度過労死等の労災補償状況」

（注）1. 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。

2. （ ）内は女性の件数で、内数である。

3. 〈 〉内は自殺（未遂を含む）の件数で、内数である。

第 2-1-2-8 表 令和 4 年度精神障害の労災支給決定（認定）件数の多い職種（中分類の上位 15 職種）

(件)

	職種（大分類）	職種（中分類）	支給決定 件数
1	事務従事者	一般事務従事者	74 (47) 〈 7 (0) 〉
2	専門的・技術的職業従事者	保健師, 助産師, 看護師	46 (42) 〈 1 (1) 〉
3	販売従事者	営業職業従事者	45 (19) 〈 5 (1) 〉
4	輸送・機械運転従事者	自動車運転従事者	42 (6) 〈 4 (0) 〉
5	サービス職業従事者	介護サービス職業従事者	39 (31) 〈 1 (0) 〉
6	販売従事者	商品販売従事者	38 (25) 〈 3 (1) 〉
7	生産工程従事者	製品製造・加工処理従事者 (金属製品を除く)	35 (10) 〈 3 (1) 〉
8	サービス職業従事者	接客・給仕職業従事者	30 (14) 〈 2 (0) 〉
9	専門的・技術的職業従事者	社会福祉専門職業従事者	26 (21) 〈 2 (0) 〉
10	生産工程従事者	製品製造・加工処理従事者 (金属製品)	20 (3) 〈 0 (0) 〉
11	専門的・技術的職業従事者	情報処理・通信技術者	19 (5) 〈 0 (0) 〉
11	管理的職業従事者	法人・団体管理職員	19 (4) 〈 2 (0) 〉
13	管理的職業従事者	その他の管理的職業従事者	15 (1) 〈 7 (0) 〉
14	専門的・技術的職業従事者	建築・土木・測量技術者	14 (1) 〈 2 (0) 〉
14	運搬・清掃・包装等従事者	運搬従事者	14 (3) 〈 1 (0) 〉

(資料出所) 厚生労働省「令和 4 年度過労死等の労災補償状況」

(注) 1. 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。

2. () 内は女性の件数で、内数である。

3. 〈 〉 内は自殺（未遂を含む）の件数で、内数である。

年齢別では、労災請求件数は「40～49歳」779件（29.0%）、「30～39歳」600件（22.4%）、「50～59歳」584件（21.8%）の順で多く、労災支給決定（認定）件数は「40～49歳」213件（30.0%）、「20～29歳」183件（25.8%）、「30～39歳」169件（23.8%）の順に多くなっている（第2-1-2-9表）。

第2-1-2-9表 精神障害の年齢別労災請求、労災決定及び労災支給決定（認定）件数

(件)

年度 年齢	令和3年度						令和4年度					
	請求件数		決定件数		うち支給決定件数		請求件数		決定件数		うち支給決定件数	
	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	
19歳以下	22 (6)	2 (0)	21 (9)	2 (0)	6 (1)	0 (0)	29 (10)	6 (1)	17 (9)	0 (0)	6 (1)	0 (0)
20～29歳	495 (306)	41 (7)	419 (254)	42 (8)	153 (83)	16 (2)	554 (336)	42 (12)	416 (235)	36 (5)	183 (97)	15 (2)
30～39歳	556 (293)	42 (3)	466 (240)	41 (3)	145 (69)	17 (0)	600 (265)	35 (6)	471 (214)	40 (4)	169 (70)	16 (1)
40～49歳	703 (328)	50 (3)	587 (271)	54 (6)	200 (71)	30 (1)	779 (368)	49 (7)	601 (298)	45 (7)	213 (97)	17 (0)
50～59歳	471 (205)	32 (2)	376 (178)	25 (3)	100 (40)	14 (1)	584 (269)	45 (3)	408 (179)	30 (4)	119 (44)	18 (3)
60歳以上	99 (47)	4 (0)	84 (33)	3 (0)	25 (13)	2 (0)	137 (53)	6 (0)	73 (31)	4 (0)	20 (8)	1 (0)
合計	2,346 (1,185)	171 (15)	1,953 (985)	167 (20)	629 (277)	79 (4)	2,683 (1,301)	183 (29)	1,986 (966)	155 (20)	710 (317)	67 (6)

（資料出所）厚生労働省「令和4年度過労死等の労災補償状況」

（注）1. 自殺は、未遂を含む件数である。

2. ()内は女性の件数で、内数である。

時間外労働時間別（1か月平均）の労災支給決定（認定）件数では、「その他」を除くと「20時間未満」が87件（12.3%）で最も多く、次に「100時間以上～120時間未満」が45件（6.3%）であった（第2-1-2-10表）。

第2-1-2-10表 精神障害の時間外労働時間別（1か月平均）労災支給決定（認定）件数

(件)

区分	令和3年度		令和4年度	
		うち自殺		うち自殺
20時間未満	73 (44)	8 (1)	87 (50)	12 (0)
20時間以上～40時間未満	31 (10)	6 (1)	44 (15)	6 (1)
40時間以上～60時間未満	24 (7)	6 (0)	36 (11)	6 (1)
60時間以上～80時間未満	38 (9)	8 (0)	34 (5)	11 (0)
80時間以上～100時間未満	44 (8)	14 (0)	35 (7)	9 (0)
100時間以上～120時間未満	41 (7)	7 (0)	45 (11)	2 (0)
120時間以上～140時間未満	28 (4)	7 (0)	27 (3)	3 (0)
140時間以上～160時間未満	10 (1)	3 (0)	14 (4)	1 (0)
160時間以上	35 (6)	6 (1)	28 (5)	4 (0)
その他	305 (181)	14 (1)	360 (206)	13 (4)
合計	629 (277)	79 (4)	710 (317)	67 (6)

(資料出所) 厚生労働省「令和4年度過労死等の労災補償状況」

- (注) 1. 本表は、支給決定事案ごとに心理的負荷の評価期間における1か月平均の時間外労働時間数を算出し、区分したものである。
 2. その他の件数は、出来事による心理的負荷が極度であると認められる事案等、労働時間を調査するまでもなく明らかに業務上と判断した事案の件数である。
 3. 自殺は、未遂を含む件数である。
 4. ()内は女性の件数で、内数である。

就労形態別の労災支給決定（認定）件数では、「正規職員・従業員」が最多で、626件と全体の88.2%を占めている（第2-1-2-11表）。

第2-1-2-11表 精神障害の就労形態別労災決定及び労災支給決定（認定）件数

区分		令和3年度				令和4年度			
		決定件数		うち支給決定件数		決定件数		うち支給決定件数	
		うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺				
正規職員・従業員		1,524 (702)	154 (16)	521 (200)	76 (4)	1,597 (718)	137 (11)	626 (254)	61 (3)
契約社員		120 (71)	3 (1)	24 (15)	0 (0)	115 (57)	3 (2)	16 (11)	0 (0)
派遣労働者		88 (42)	3 (1)	14 (6)	0 (0)	77 (41)	4 (2)	15 (10)	1 (0)
パート・アルバイト		192 (162)	3 (2)	62 (54)	0 (0)	177 (146)	7 (5)	48 (42)	3 (3)
特別加入	中小事業主等	6 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	5 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	一人親方等・ 特定作業従事者	5 (0)	1 (0)	3 (0)	1 (0)	2 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)
	海外派遣者	2 (0)	1 (0)	2 (0)	1 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)
その他		16 (8)	1 (0)	2 (2)	0 (0)	11 (4)	2 (0)	2 (0)	0 (0)
合 計		1,953 (985)	167 (20)	629 (277)	79 (4)	1,986 (966)	155 (20)	710 (317)	67 (6)

（資料出所）厚生労働省「令和4年度過労死等の労災補償状況」

（注）1. 自殺は、未遂を含む件数である。

2. 就労形態の区分は以下のとおりである。

- ・正規職員・従業員
一般職員又は正社員などと呼ばれているフルタイムで雇用されている労働者。
- ・契約社員
専門的職種に従事させることを目的に雇用され、雇用期間の定めのある労働者。
- ・派遣労働者
労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて働いている労働者。
- ・パート・アルバイト
就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている労働者。

3. () 内は女性の件数で、内数である。

出来事別の労災支給決定（認定）件数では、「上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた」147件、「悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」89件、「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」78件の順に多くなっている。（第2-1-2-12表）。

第2-1-2-12表 精神障害の出来事別労災決定及び労災支給決定（認定）件数

(件)

出来事の種類	具体的な出来事	令和3年度				令和4年度			
		決定件数		うち支給決定件数		決定件数		うち支給決定件数	
			うち自殺		うち自殺		うち自殺		うち自殺
1 事故や災害の体験	(重度の) 病気やケガをした	89 (34)	1 (0)	32 (6)	1 (0)	94 (31)	4 (0)	42 (14)	2 (0)
	悲惨な事故や災害の体験、目撃をした	100 (52)	1 (0)	66 (31)	1 (0)	124 (64)	2 (0)	89 (43)	1 (0)
2 仕事の失敗、過重責任の発生等	業務に関連し、重大な人身事故、重大事故を起こした	6 (0)	0 (0)	3 (0)	0 (0)	11 (6)	0 (0)	7 (5)	0 (0)
	会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをした	27 (9)	7 (1)	6 (0)	4 (0)	29 (6)	5 (0)	8 (2)	3 (0)
	会社で起きた事故、事件について、責任を問われた	6 (2)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	10 (2)	2 (0)	6 (2)	1 (0)
	自分の関係する仕事で多額の損失等が生じた	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	業務に関連し、違法行為を強要された	16 (6)	2 (1)	8 (3)	1 (1)	7 (4)	1 (0)	3 (2)	1 (0)
	達成困難なノルマが課された	17 (7)	2 (1)	3 (1)	0 (0)	13 (4)	3 (0)	5 (2)	1 (0)
	ノルマが達成できなかった	9 (2)	4 (0)	2 (0)	2 (0)	9 (1)	0 (0)	2 (0)	0 (0)
	新規事業の担当になった、会社の建て直しの担当になった	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	9 (2)	4 (0)	3 (0)	2 (0)
	顧客や取引先から無理な注文を受けた	5 (1)	2 (0)	2 (0)	1 (0)	7 (1)	1 (0)	2 (0)	1 (0)
	顧客や取引先からクレームを受けた	30 (15)	2 (0)	4 (2)	2 (0)	26 (14)	4 (1)	6 (1)	2 (0)
	大きな説明会や公式の場での発表を強いられた	4 (3)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)
	上司が不在になることにより、その代行を任せられた	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	1 (0)	1 (0)	1 (0)
3 仕事の量・質	仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった	183 (66)	33 (1)	71 (20)	20 (0)	177 (63)	31 (4)	78 (20)	16 (1)
	1か月に80時間以上の時間外労働を行った	36 (7)	10 (0)	28 (5)	7 (0)	27 (7)	2 (0)	21 (7)	2 (0)
	2週間以上にわたって連続勤務を行った	52 (9)	9 (1)	39 (7)	6 (1)	53 (9)	12 (0)	38 (5)	9 (0)
	勤務形態に変化があった	4 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)
	仕事のペース、活動の変化があった	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (1)	0 (0)	2 (0)	0 (0)
4 役割・地位の変化等	退職を強要された	34 (20)	2 (1)	9 (8)	1 (1)	25 (10)	1 (0)	6 (3)	0 (0)
	配置転換があった	69 (29)	7 (1)	9 (1)	1 (0)	68 (28)	10 (1)	10 (3)	1 (0)
	転勤をした	13 (2)	4 (0)	2 (0)	1 (0)	10 (2)	4 (0)	2 (1)	1 (0)
	複数名で担当していた業務を1人で担当するようになった	4 (2)	1 (0)	3 (1)	1 (0)	6 (3)	0 (0)	2 (1)	0 (0)
	非正規社員であるとの理由等により、仕事上の差別、不利益取扱いを受けた	11 (5)	1 (0)	2 (1)	0 (0)	18 (6)	1 (0)	2 (1)	0 (0)
	自分の昇格・昇進があった	7 (2)	2 (0)	2 (1)	0 (0)	2 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)
	部下が減った	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	早期退職制度の対象となった	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
非正規社員である自分の契約満了が迫った	6 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
5 パワーハラスメント	上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた	242 (113)	18 (0)	125 (58)	12 (0)	257 (112)	17 (4)	147 (57)	12 (2)
6 対人関係	同僚等から、暴行又は(ひどい)いじめ・嫌がらせを受けた	126 (88)	3 (0)	61 (40)	1 (0)	148 (90)	1 (0)	73 (44)	0 (0)
	上司とのトラブルがあった	451 (254)	27 (5)	17 (3)	5 (0)	475 (254)	27 (5)	23 (10)	5 (2)
	同僚とのトラブルがあった	118 (73)	5 (2)	6 (3)	1 (0)	107 (74)	2 (1)	1 (1)	0 (0)
	部下とのトラブルがあった	15 (6)	1 (0)	1 (1)	0 (0)	12 (5)	2 (1)	4 (2)	2 (1)
	理解してくれていた人の異動があった	2 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	3 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	上司が替わった	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	同僚等の昇進・昇格があり、昇進で先を越された	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
7 セクシュアルハラスメント	セクシュアルハラスメントを受けた	97 (94)	0 (0)	60 (57)	0 (0)	102 (101)	0 (0)	66 (66)	0 (0)
8 特別な出来事 注2		63 (27)	9 (1)	63 (27)	9 (1)	61 (25)	4 (0)	61 (25)	4 (0)
9 その他 注3		104 (54)	10 (4)	0 (0)	0 (0)	81 (34)	11 (3)	0 (0)	0 (0)
合計		1,953 (985)	167 (20)	629 (277)	79 (4)	1,986 (966)	155 (20)	710 (317)	67 (6)

(資料出所) 厚生労働省「令和4年度過労死等の労災補償状況」

- (注) 1. 「具体的な出来事」は、平成23年12月26日付け基発1226第1号「心理的負荷による精神障害の認定基準について」別表1による(令和2年8月21日付け基発0821第4号による改正後のもの)。
 2. 「特別な出来事」は、心理的負荷が極度のもの等の件数である。
 3. 「その他」は、評価の対象となる出来事が認められなかったもの等の件数である。
 4. 自殺は、未遂を含む件数である。
 5. ()内は女性の件数で、内数である。